

<合併協議会規約等>

近江八幡市・安土町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 近江八幡市及び安土町（以下「1市1町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を設置する。

(協議会の名称)

第2条 この合併協議会は、近江八幡市・安土町合併協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 1市1町の合併に関する協議
- (2) 法第6条の規定に基づく合併市町村基本計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、1市1町の合併に関し必要な事項

(事務所の位置)

第4条 協議会の事務所は、1市1町の長が協議して定めた場所に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長及び委員（副会長を含む。以下同じ。）をもって組織する。

(会長)

第6条 会長は、1市1町の長の協議により、1市1町の長のうちからこれを選任する。

2 会長は、非常勤とする。

(副会長)

第7条 副会長は、1市1町の長のうちから前条第1項の規定により会長に選任された者以外のものをもって充てる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 副会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 1市1町の長（第6条第1項の規定により会長となった者を除く。）
- (2) 1市1町の議会の代表 各3名
- (3) 1市1町の長が協議して定めた学識経験を有する者 17名以内

2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮りこれを定める。
- 4 会長は、必要に応じて1市1町の関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(小委員会)

第11条 協議会は、その事務の一部について調査及び審議させるため小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第12条 協議会に提案する事項について協議又は調整し、協議会の円滑な運営を図るため、協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(専門部会)

第13条 第3条各号に掲げる事項を専門的に協議又は調整するため、協議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 協議会の事務に従事する職員は、1市1町の長が協議して定めた者をもって充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第15条 協議会に要する費用は、1市1町が協議のうえ負担する。

(監査)

第16条 協議会の出納の監査は、1市1町の監査委員の中から各1名に委嘱する。

- 2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第18条 会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

(解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合において、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

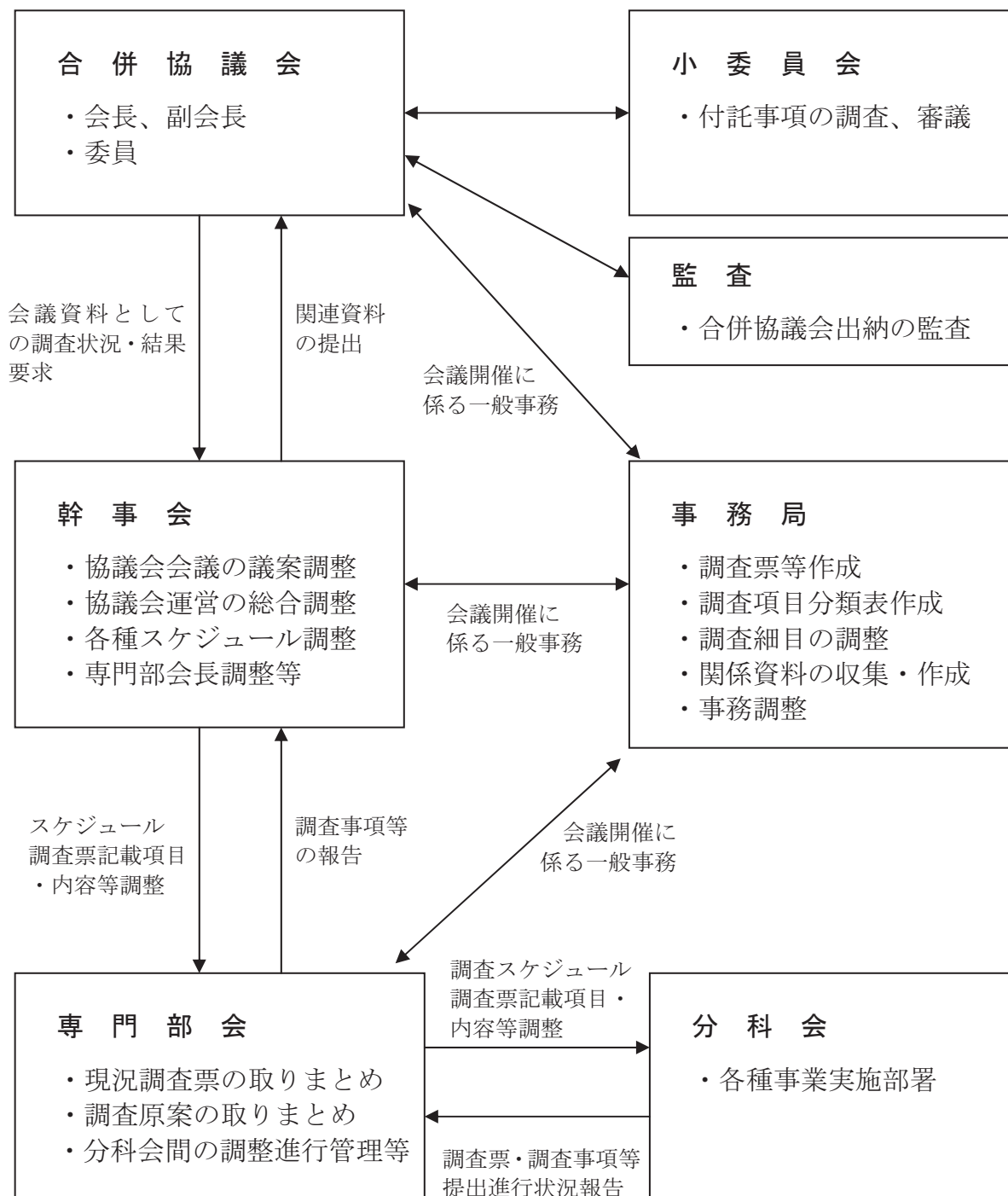
(補則)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

付 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

近江八幡市・安土町合併協議会組織体系図



近江八幡市・安土町合併協議会委員名簿

(順不同・敬称略)

役職名	区 分		氏 名	備 考
会 長	市町の長	近江八幡市長	富 士 谷 英 正	
副会長		安土町長	津 村 孝 司	平成21年8月23日まで 平成21年10月4日より大林 宏
委 員	市町の議会代表委員	近江八幡市議会	川 村 裕 治	
		近江八幡市議会	前 出 幸 久	
		近江八幡市議会	西 居 勉	
		安土町議会	深 尾 増 男	平成22年2月14日まで
		安土町議会	田 中 孝 樹	〃
		安土町議会	橋 博	
	学識経験を有する者	滋賀県東近江環境・総合事務所長	中 村 喜 一	
		近江八幡市	尾 賀 康 裕	
		近江八幡市	川 嶋 富 美 子	
		近江八幡市	周 防 保 朗	
		近江八幡市	中 村 芳 雄	
		近江八幡市	西 川 秀 一	
		近江八幡市	森 光 夫	
		近江八幡市	森 泰 子	
		近江八幡市	吉 田 栄 治	
		安土町	井 手 吉 ひろみ	
		安土町	岡 山 か よ 子	
		安土町	生 島 登	
		安土町	高 木 敏 弘	
		安土町	丹 波 道 明	
		安土町	三 橋 良 一	
		安土町	三 村 善 雄	
		安土町	安 田 惣 左 衛 門	
監 査	市町の監査委員	近江八幡市監査委員	南 部 功	
		安土町監査委員	安 田 又 嗣	

近江八幡市・安土町合併協議会幹事会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、近江八幡市・安土町合併協議会規約（以下「規約」という。）

第12条第1項の規定に基づき、近江八幡市・安土町合併協議会（以下「協議会」という。）の幹事会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、協議会の会議に提案する事項について、協議又は調整を行うこと。

(2) 前号に規定するもののほか、合併の協議に必要な事項について、協議又は調整を行うこと。

(幹事)

第3条 幹事会の幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(幹事長等)

第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、近江八幡市副市長及び安土町副町長の協議により、近江八幡市副市長又は安土町副町長のうちからこれらを選任する。

(会議)

第5条 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じ招集し、会議の議長となる。

2 幹事長は、必要に応じ1市1町職員等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(合同会議)

第6条 幹事会は、必要に応じて規約第13条に規定する専門部会と合同で会議を開催することができる。

(報告)

第7条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は幹事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

区 分	職 名 等	区 分	職 名 等
近江八幡市	議会の代表委員	安土町	議会の代表委員
	副市長		副町長
	協働政策部長		総務課長
	行政管理部長		政策推進課長

近江八幡市・安土町合併協議会専門部会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、近江八幡市・安土町合併協議会規約（以下「規約」という。）第13条第1項の規定に基づき、近江八幡市・安土町合併協議会（以下「協議会」という。）の専門部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、協議会事務局長（以下「事務局長」という。）の指示を受け、規約第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 前項に規定するもののほか、横断的な事項に関わる事務を行うための特別部会を設けることができる。

(役員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 1名

2 部会長、副部会長は、構成員の協議により定めるものとする。

(役員職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その部会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、事務局長の要請により、又は部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、事務局長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、部会長の属する市町の担当部門が行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

近江八幡市・安土町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、近江八幡市・安土町合併協議会規約（以下「規約」という。）第14条第3項の規定に基づき、近江八幡市・安土町合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会の事務局（以下「事務局」という。）は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること
- (3) 協議会の庶務に関すること
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(組織及び分掌事務)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務担当、計画担当及び調整担当を置く。

2 各担当の分掌事務は、事務局長が別に定める。

(職員等)

第4条 事務局に事務局長、事務局次長、参事、担当その他必要な職員を置く。

2 前項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて滋賀県職員の派遣を要請することができるものとする。

3 職員は、協議会の会長（以下「会長」という。）が任命する。

(職員の職務)

第5条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を総括する。

2 事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内の連絡及び調整
- (2) 事務局長の職務の補佐
- (3) 事務局長に事故あるとき、又は欠けたときの職務の代理
- (4) 局長を除く事務局職員の指揮監督

3 参事及び担当は、事務局次長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局次長の職務の補佐
- (2) 分掌する事務の統括
- (3) 担当相互間の連絡及び調整

4 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(職務権限)

第6条 協議会の運営における各職位の職務、責任及び権限等については、別に定めるものを除き、近江八幡市事務決裁規程（昭和48年近江八幡市訓令第4号）の規定を準用する。

この場合において、同規程中「市長」及び「副市長」とあるのは「会長」と、「部長」とあるのは「事務局長」と、「課長」とあるのは「事務局次長」と読み替えるものとする。

(決裁)

- 第7条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。
- (1) 協議会の運営に関する基本方針に関すること
 - (2) 協議会に提案する事案に関すること
 - (3) 協議会の予算及び決算の調製に関すること
 - (4) 協議会の諸規定の制定改廃に関すること
 - (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項

(専決事項)

- 第8条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。
- (1) 近江八幡市と安土町との連絡調整に関すること
 - (2) 協議会だよりの編集及び発行並びに協議会ホームページの運用管理に関すること
 - (3) 物品の購入その他の契約の締結に関すること
 - (4) 職員の休暇、時間外勤務命令及び旅行命令に関すること
 - (5) その他事務局を運営するために必要な事項に関すること

(代決)

- 第9条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。
- 2 会長、副会長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。
 - 3 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。
 - 4 事務局長、事務局次長がともに不在のときは、参事がその事務を代決する。

(公印の取扱い)

- 第10条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体及び用途は、別表のとおりとする。
- 2 協議会の公印の管守は、事務局長が行う。

(職員の服務等)

- 第11条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、近江八幡市の例による。

(職員の給与等)

- 第12条 職員の給与、共済費等については、それぞれの職員の属する市町の負担とする。
- 2 職員の旅費については、近江八幡市の例により協議会の予算において支給する。

(補則)

- 第13条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

近江八幡市・安土町合併協議会分科会設置要綱

(設置)

第1条 近江八幡市・安土町合併協議会事務局規程（以下「規程」という。）第2条第1項第2号に規定する協議会資料の作成等のため、近江八幡市・安土町合併協議会分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 分科会は、近江八幡市・安土町合併協議会事務局長（以下「事務局長」という。）及び近江八幡市・安土町合併協議会専門部会長（以下「部会長」という。）の指示を受け、近江八幡市・安土町合併協議会規約（以下「規約」という。）第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 分科会は別表に掲げる所管課の所属長をもって組織する。

(役員)

第4条 分科会に次の役員を置く。

(1) 分科会長 1名

(2) 副分科会長 1名

2 分科会長、副分科会長は、構成員の協議により定めるものとする。

(役員の仕事)

第5条 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるとき又は分科会長が欠けたときは、その分科会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、事務局長及び部会長の要請により、又は分科会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 分科会長は、分科会の議長となる。

3 分科会長は、必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。

4 分科会は、必要に応じて関係する分科会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、事務局長及び部会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、分科会長の属する市町の担当部門が行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

近江八幡市・安土町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、近江八幡市・安土町合併協議会規約（以下「規約」という。）第17条の規定に基づき、近江八幡市・安土町合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、近江八幡市・安土町（以下「1市1町」という。）の負担金、繰越金及びその他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、予算を調製し、第1回の協議会の会議を経なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が協議会の会議を経たときは、当該予算の写しを速やかに関係市町長に送付しなければならない。

4 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し協議会の会議を経なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の会議を経たときは、前条第3項の規定を準用する。

(歳入歳出予算の款及び項の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が協議会の会議を経て定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(協議会の出納員)

第6条 会長は、協議会の職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(予算の流用及び充用)

第7条 会長は、歳出予算の流用をしたとき、又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会の会議に報告しなければならない。

(決算等)

第8条 会長は、協議会解散の日をもって決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の会議の認定を経なければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、当該決算の写しを関係市町長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 協議会出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(報酬)

第10条 規約第8条に規定する委員（以下「委員」という。）が協議会の会議等に出席した時の報酬の額は、日額5,600円とする。ただし、1市1町の長、1市1町の議会の代表、その他の地方公共団体の常勤職員については、これを支給しない。

2 規約第16条に規定する監査委員（以下「監査委員」という。）については、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第11条 協議会の職務を行うために1市1町以外の区域に出張したときの費用弁償としての旅費は、近江八幡市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年近江八幡市条例第24号）の規定を準用する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、近江八幡市の例により別に定める。

付 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 会長は、この規程の施行日以降第1回協議会の開催日までの間において、受け入れるべき歳入を収納し、及び執行すべき事務に係る費用を支出することができるものとする。

近江八幡市・安土町合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、近江八幡市・安土町合併協議会規約第10条第3項に規定する近江八幡市・安土町合併協議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則公開とする。ただし、委員の半数以上の賛同があるときは、公開しないことができるものとする。

2 会議の運営に際しては、公平・公正な協議の推進に努めるものとする。

(会長等の責務)

第3条 会長（以下「議長」という。）は、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は議長の許可を得た後、発言するものとする。

(会議の進行)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、議長が必要と認めた場合は、出席委員の過半数をもって議事を進めるものとする。また、可否同数のときは、議長の判断により議事を進めるものとする。

2 協議事項については、原則として、質疑及び協議を行う会議の前の会議において事前に提案し、説明を行うものとする。

(傍聴)

第6条 会議は傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項については、議長が別に定める。

(会議録)

第7条 議長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席委員等の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他議長が必要と認めた事項

(会議録の公開)

第8条 会議録は、原則公開とする。

2 前項の公開は、議長が定める方法により行うものとする。

(規律)

第9条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨げとなる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(関係者の出席)

第10条 議長は、必要があると認める時は、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成21年4月9日から施行する。

近江八幡市・安土町合併協議会小委員会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、近江八幡市・安土町合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第1項の規定に基づき、近江八幡市・安土町合併協議会小委員会（以下「小委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、近江八幡市・安土町合併協議会（以下「協議会」という。）から付託された次の事項について調査又は審議をする。

- (1) 新市基本計画策定に関すること。
- (2) 新市名称候補選定等に関すること。
- (3) その他、協議会が指定する事項に関すること。

(委員)

第3条 小委員会の委員は、必要に応じて協議会の会長（以下「会長」という。）が協議会に諮り協議会委員（以下「委員」という。）のうちから指名する。

(組織)

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(職務)

第5条 委員長は、小委員会を主宰する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

3 委員は、協議会から付託された案件について審議する。

(会議)

第6条 小委員会の会議は、委員長が招集し議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 小委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

(関係者の出席)

第7条 小委員会は、必要に応じて関係者等を出席させ、意見等を求めることができる。

(報告)

第8条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、随時協議会の会議に報告するものとする。

(庶務)

第9条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規程は、平成21年4月9日から施行する。

近江八幡市・安土町合併協議会小委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

役職名	区分	氏名	小委員会		
			新市基本計画 策定小委員会	新市名称候補 選定等小委員会	
委員	市町の議会代表委員	近江八幡市議会	川村裕治	委員長	
		近江八幡市議会	前出幸久	○	
		近江八幡市議会	西居勉		○
		安土町議会	深尾増男	○	
		安土町議会	田中孝樹		○
		安土町議会	橋博	○	
	学識経験を有する者	近江八幡市	尾賀康裕	○	
		近江八幡市	川嶋富美子		○
		近江八幡市	周防保朗		○
		近江八幡市	中村芳雄		副委員長
		近江八幡市	西川秀一	○	
		近江八幡市	森光夫	○	
		近江八幡市	森泰子	○	
		近江八幡市	吉田栄治	○	
		安土町	井手吉ひろみ	○	
		安土町	岡山かよ子	○	
		安土町	生島登	○	
		安土町	高木敏弘		委員長
		安土町	丹波道明		○
		安土町	三橋良一		○
安土町	三村善雄	○			
安土町	安田惣左衛門		副委員長		

平成21年度近江八幡市・安土町合併協議会事業計画

No	事業項目	事業内容
1	会議の開催 (協定項目の調整)	①合併協議会の開催 ・合併の方針、合併の期日など合併に向けて必要な協定項目について協議及び確認を行う。 ・協議会を開催する。 ②各種会議の開催 ・小委員会、幹事会、専門部会、分科会 ・その他調整に必要な会議
2	情報提供事業	①情報紙「協議会だより」の発行 ・合併協議会での協議内容や決定事項を中心に、合併に関する情報を住民の皆さんへ提供する。 ・配布方法 新聞折込 ・発行予定 平成21年4月～6月 ②協議会ホームページでの情報提供 ・合併協議会の協議事項や決定内容などを情報提供
3	合併協議推進事業	①近江八幡市・安土町新市基本計画の策定 ・新市におけるまちづくり施策などを掲げた計画策定を行う。 ②電算システムの調査 ③事務事業の調整 等

平成21年度近江八幡市・安土町合併協議会会計歳入歳出決算書

歳入 (単位:円)

科目	算 現 額				調定額	収入済額	収入未済額
	当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費 繰越財源充当額	計			
1 負担金	26,500,000	0	0	26,500,000	26,500,000	26,500,000	0
2 県支出金	1,666,000	0	0	1,666,000	1,666,000	1,666,000	0
3 繰越金	0	0	0	0	0	0	0
4 諸収入	2,000	0	0	2,000	7,168	7,168	0
歳入合計	28,168,000	0	0	28,168,000	28,173,168	28,173,168	0

歳出 (単位:円)

科目	予算現額					支出済額	不用額	
	当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費 繰越財源充当額	予備費支出及び 流用増減額	計			
1 運営費	1 会議費	1,341,000	160,000	0	0	1,501,000	1,324,458	176,542
	2 事務費	6,902,000	△ 160,000	0	0	6,742,000	4,072,127	2,669,873
2 事業費	1 事業推進費	19,921,000	0	0	0	19,921,000	17,814,428	2,106,572
3 予備費	1 予備費	4,000	0	0	0	4,000	0	4,000
歳出合計		28,168,000	0	0	0	28,168,000	23,211,013	4,956,987

歳入合計 28,173,168

歳出合計 23,211,013

決算余剰金 4,962,155

(決算余剰金については新市予算へ繰入)